

陳 述 書

盛岡市山岸一丁目二—四六

外川 正

第一 本件訴訟に至る経緯

一 私は、平成七年六月から平成七年七月にかけてA子患者とB子患者に対して歯周治療用装置を装着し、岩手県社会保険診療報酬支払基金（以下、基金といいます）に対しその診療報酬を請求しました。

これに対し、基金は、B子患者について、「補綴段階での被覆冠と思われま

す」と記載した付箋を付けて、診療報酬明細書の返戻を行なってきました（乙第一四号証）。私は納得がいかず、返戻された診療報酬明細書に治療経過等を記載して診療報酬明細書の再提出を行ないました（乙第一四号証）。なお、A子患者については、診療報酬明細書の返戻はありませんでした。

二 しかし、基金は、A子患者についてもB子患者についても減点査定を行い、その旨私に通知してきました。その通知書（増減点連絡書—乙第四号証、同五号証）によると、A子患者についての減点査定の理由は「Bケ」（「B」とは「過剰と認められるもの」、「ケ」とは「手術」のことであり、したがって「Bケ」とは「過剰と認められる手術」を意味します）とされ、B子患者についての減点査定の理由は「Dケ」（「D」とは「不適當又は不必要と認められるもの」、「ケ」とは「手術」のことであり、したがって「Dケ」とは「不適當又は不必要と認められる手術」を意味します）とされておりまして。

しかし、私が診療報酬の請求を行なったのは、歯周治療用装置についてであり、これは「手術」ではありません。また、私が行なった歯周治療用装置の装着が何故「過剰」とされ、「不適當又は不必要」とされなければならないのか、全く理解できませんでした。

三 そこで、私は、平成七年九月初めころ、基金事務所に電話し、減点査定の理由の説明を求めました。しかし、基金事務所の事務員は、事務員の立場ではその理由まではわからないということでした。そして、基金の合田則夫審査委員に問い合わせたいと告げられました。そこで、私は合田さんに電話をし、減点査定の理由の説明を求めました。合田さんの説明によれば、「歯周治療用装置（被覆冠）はメタルコア形成時点で合着されており、メタルコアのためのプレパレーションは補綴着手時点以降の医療行為に含まれるので、本件歯周治療用装置（被覆冠）の点数は補綴行為の点数に含まれる」ということでした。

しかし、本件歯周治療用装置（被覆冠）は、補綴行為の着手時点以前に装着されており、合田さんの説明は到底納得のいくものではありませんでした。そのため、私は、A子患者については同年九月八日付で、B子患者については一〇月六日付で、それぞれ再審査請求書を基金審査委員会に送付し、再審査の請求を行ないました（甲第一号証、同二号証）。

しかし、審査委員会は、同年一〇月一七日付「再審査の結果について（通知）」（甲第四号証）により、私の再審査請求を棄却しました。右結果通知書には、再審査請求を棄却する理由として「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」と記載されておりました。なお、右書面が私に送付されたのは十一月一日のことでした。

四 私は、本件減点事由が理解できず、また基金の従来 of 取扱い例や厚生省が公けにしている歯科点数に関する基準に照らしても減点査定されることに納得がいきませんでした。

そこで、私は、基金の岩手県事務所に対し、減点査定の理由が理解できないのでその理由を説明して頂きたい旨問合わせたところ、対応した職員は、直接審査委員会に問い合わせを欲しいということでした。基金の担当職員は保険診療の請求事務に精通しており、これまでは、このような質問について適確な回答、対応を行なっておりました。しかし、その職員も回答できないということであったため、私は、減点査定及び再審査請求棄却の理由の説明を求めて、同年一二月五日付書面（甲第五号証）で、審査委員会に面接懇談を申し入れました。その結果、審査委員会は、平成八年一月一日午後一時に面談することを約束してくれました。

五 ところが、平成八年一月九日午後二時頃になって、本館副審査委員長から私に電話がありました。その電話で、本館副審査委員長は、鈴木茂審査委員長と会田指導医療官の意見であるとして次の事項を通知してきました。

- ・面談には私一人が出席すること。
- ・会う場所は喫茶店などとし、鈴木茂審査委員長と会田指導医療官と私の三人で話し合うこと。
- ・話し合いは行なうものの私が請求している当該診療報酬の復活はありえないこと。
- ・これらの条件が受け入れないのであれば、基金としては面談に応じることはできないこと。

しかし、私としてはこのような一方的な条件を受け入れることはできませんでした。そして、その旨を本館副審査委員長に伝えました。すると、本館副審査委員長は「平成八年一月一日に予定していた面談は無理だと思います」と述べました。私が「面談を拒否するということですか」と尋ねますと、本館副審査委員長は「そういうことになります」と答えました。このように、平成八年一月一日午後一時に面談する約束は、基金によって破棄されてしまいました。

六 私は、直接お会いして説明して頂けるものと思っておりましたが、面談を拒否

されしまったことから、不本意ではありましたが裁判により減点査定の理由があるかどうかを判断してもらうほかはないと考えました。

第二 被告の減点査定理由の変遷について

一 被告は、以下に述べるように、次々と減点査定の理由を変更してきています。

1 増減点連絡書（乙第四号証、同五号証）

既に述べましたように、被告は、増減点連絡書においては、A子患者についての減点査定理由を「Bケ」（「過剰と認められる手術」）としておりました。また、B子患者については、「Dケ」（「不適當又は不必要と認められる手術」）としておりました。

2 平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について（通知）」（甲第四号証）

被告は、原告の行なった再審査請求に対し、平成七年一〇月一七日付けでこれを棄却する旨の決定を行ないましたが、その「再審査の結果について（通知）」においては、A子患者についてもB子患者についても減点査定の理由を「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」と記載してありました。

3 平成八年五月一〇日付け被告準備書面（一）

本件訴訟提起後、私は、被告に対して、減点査定理由に関して求釈明を行なってきました。そして被告は、私の求釈明に対して、減点査定の理由を説明してきました。まず、平成八年五月一〇日付け被告準備書面（一）では、A子患者の減点査定理由を「Bケ」から「Bク」（「過剰と認められる処置」）と訂正し、B子患者の減点査定理由については「Dケ」から「Dク」（「不適當又は不必要と認められる処置」）と訂正しました。

4 平成八年六月二四日付け被告準備書面（二）

次に、被告は、平成八年六月二四日付け被告準備書面（二）において、A子患者の減点査定理由について、「原告の請求したいいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』は、歯周治療用装置ではなく、前装冠の装着を目的とした最終段階の治療の一環（すなわち、最終的な治療としての歯冠修復の一環）として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、歯冠修復の所定点数に含まれることになる。」とし、B子患者の減点査定理由については、「原告の請求したいいわゆる『歯周治療用装置（被覆冠）』は、歯周治療用装置ではなく、最終的な治療としての欠損補綴の一環として行ったものであるから、暫間被覆冠に当たり、その費用は、欠損補綴の所定点数に含まれることになる。」としました。

5 平成九年七月一四日付け被告準備書面（五）

被告は、さらに、平成九年七月一四日付け被告準備書面（五）においては、A子患者の減点査定理由について「最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である。」とし、B子患者の減点査定理由については「本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である。」としました。

6 平成九年一二月二七日付け被告準備書面（七）

被告は、この準備書面では、A子患者及びB子患者の両名について、従前の減点査定の理由に付加して、「メタルコアを製作するまでの間に被覆冠を装着する場合は、歯冠修復あるいは欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為に該当し、メタルコアの所定点数に含まれる」との主張を行ないました。

7 平成一〇年二月六日付け被告準備書面（九）

被告は、この準備書面において、A子患者については「治療計画書に基づく治療であるならば、早期に歯周治療用装置を装着して治療を行なう必要があることから、原告の行なった治療は、治療計画書に基づく治療とは言えない」と主張し、B子患者についても「最終段階になって古いブリッジを除去したら新たな疾患が発見されたとする原告の治療は、そもそも治療計画書に基づく治療方法（P・型）ではない」と主張し、「本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものではないから保険点数を算定することはできない」との新しい主張を始めました。

二 以上述べましたように、被告の減点査定の理由は、次々と変遷しています。

1 被告は、当初は、A子患者については「Bケ」（「過剰と認められる手術」）とし、B子患者については「Dケ」（「不適當又は不必要と認められる手術」）としていましたが、訴訟の段階になると、A子患者については「Bク」（「過剰と認められる処置」）と訂正し、B子患者については「Dク」（「不適當又は不必要と認められる処置」）と訂正しました。「手術」と「処置」を誤ること自体考え難いことですが、この点は置くとしても、「過剰と認められる処置」という理由についても、「不適當又は不必要と認められる処置」という理由についても、本件減点査定の理由としては、明らかに誤った理由といわなければなりません。

被告は、「過剰と認められる処置」とは「最終的な歯冠修復が可能な状態にもかかわらず、歯周治療用装置を装着したとして点数を算定することは過剰である」との趣旨であるとしています。しかし、「過剰と認められる処置」とは、被告も認めているように、「診療内容、症状、経過から判断して、当該医療行為が不必要に多いと考えられるものをいう」のであり、診療行為が過剰であるかどうかの問題であって保険点数の算定が過剰であるかどうかの問題ではないからです。また、被告は、「不適當又は不必要と認められる処置」とは「本来点数を算定できない暫間被覆冠について歯周治療用装置として点数を算定することは不適當である」との趣旨であるとしています。しかし、「不適當又は不必要と認められる処置」とは、被告も認めているように、「保険医療として、不適當又は不必要と解されるものをいう」のであり、診療行為が不適當又は不必要であるかどうかの問題であって保険点数の算定が不適當又は不必要であるかどうかの問題ではないからです。

さらに、被告は、平成七年一〇月一七日付け「再審査の結果について（通知）」において、「過剰と認められる手術（処置）」及び「不適當又は不必要と認められる手術（処置）」として減点査定した理由について、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」との説明を行なっています。この説明によると、本件暫間被覆冠は歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における保険点数に含まれ、その診療行為はそれ自体独立しては保険点数算定の対象とはならないという趣旨になります。しかし、「過剰」とは「当該医療行為が不必要に多い」ことを理由として保険点数の算定を認めないこと、すなわちその診療行為自体は保険点数の算定の対象となりうるものであるが不必要に多く繰り返されていることから保険点数の算定を認めないことをいうのであって、「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点

数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」という理由と「過剰」という理由とには重大な齟齬があると言わなければなりません。また、「不適當、不必要」とは「当該医療行為が医療行為として不適當、不必要である」ことを理由として保険点数の算定を認めないことをいうのであって、「当該医療行為が保険点数を算定する上では一連の医療行為に包摂されて評価されることから、独立しては保険点数を認めない」ということではないのですから、「不適當、不必要」という理由と「歯冠修復の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠は所定点数に含まれます（平成六・三・一六保険発二五）」という理由とにも重大な齟齬があると言わなければなりません。

2 また、被告は、本件訴訟において、私が「歯周治療用装置として保険点数が算定される要件として、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること」の三要件を主張するや、減点査定を行なった時点においては全く述べていなかった理由を新たに主張し始めました。

即ち、被告は、平成一〇年二月六日付け被告準備書面（九）において、突然「本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものではないから保健点数を算定できない」という主張を行なうに至りました。被告が、突然このような主張を行ない始めたのは、私が主張した前記三要件のうち「・治療計画書に基づくこと」の要件を否定する必要があったことから、それまでは考えてもいなかった主張を行なうに至ったものであることは明らかです。

3 以上述べたように、被告の減点査定の理由が変遷していること自体、被告の本件減点査定が十分な検討の結果合理的な根拠に基づき的確な判断として行われたものではないことを如実に示すものと言わなければなりません。

しかもこじ付け的に理由の説明を行わなければならなかった結果、その理由には齟齬が生じています。さらには、私の「三要件」についての指摘を受けて新たな主張を行わざるをえなかった結果、本件訴訟の段階に至って、それまでは減点査定の理由として全く述べていなかった主張を、突然主張し始めることさえ行っています。

このような被告の態度は、いやしくも診療報酬の適否を決定するという重大な使命を担う機関としては、あまりにお粗末であり、恥ずべき行為であるというべきです。

第三 治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）と保険点数算定要件の充足

一 治療の経過（本件歯周治療用装置装着の経緯）

1 A子患者について

A子患者（以下、A子という）は、平成五年十一月六日、初診として来院しました。同人は、歯槽膿漏症を有していたほか、前歯四本・臼歯八本の齶蝕症の疾患を有しておりました。そのため、私はA子に対して次のような治療を行なってきました。

平成五年十一月六日、初診時において、臼歯二本について齶蝕の処置を行なった

ほか歯周疾患に対する適応検査など所定の検査を実施しました。

同月二〇日、この日は三度目の通院日でしたが、歯周疾患に対する精密検査を実施し、その検査結果に基づいて治療計画書を作成しました。

その後、平成六年六月七日までの間は、臼歯を中心に治療を行いました。

その後、A子は、同人の都合により、前歯四本の治療を残したまま平成七年四月一七日まで約一〇ヶ月間治療を中断しました。

平成七年四月一七日、私は、A子に対し、歯周疾患についての治療を行なうと同時に前歯四本について根の治療を開始しました。

そして、同年六月六日、根の治療を行ってきた前歯三本に対して根管充填を行い、根の治療を完成させました。その後、メタルコアの印象採得を行い、歯周治療用装置（被覆冠）を装着しました。これが、本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）です。また、この日は歯周疾患指導管理も行いました。

同月一二日には、歯槽膿漏の処置を行いました。

同月一三日には、歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して歯冠修復を施すための硬質レジン前装冠の形の採得（印象採得）をしました。

そして、同月二三日、前歯四本に対して歯冠修復物である硬質レジン前装冠を装着しました。

2 B子患者について

B子患者（以下、B子という）は、平成六年一二月七日、初診として来院しました。同人は、歯周疾患を有していたほか、前歯六本・臼歯四本の齲蝕症ならびに臼歯三本の欠損の疾患を有しておりました。そのため、私はB子に対して次のような治療を行なってきました。

平成六年一二月七日、初診時において、臼歯二本について齲蝕の処置のを行なったほか、歯周疾患に対する適応検査など所定の検査を実施しました。

同月一九日、この日は四度目の通院日でしたが、歯周疾患に対する精密検査を実施し、その検査結果に基づいて治療計画書を作成しました。そして、その治療計画書に基づいて歯周疾患及び齲蝕症並びに欠損の治療を開始しました。

平成七年七月四日、右上のブリッジを除去し、右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着しました。これが、本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）です。そして、右上第一小臼歯には根の治療を施し、根管充填を行い、根の治療を完成させました。

同月一二日には、第一小臼歯の土台（メタルコア）の形を採得（印象採得）しました。同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周治療用装置を完成させました。この第一小臼歯に装着した歯周治療用装置も本件で問題となっている歯周治療用装置（被覆冠）です。また、この日には、歯肉のマッサージも行いました。

同月一九日には、第一小臼歯に土台（メタルコア）を装着し、欠損補綴物であるブリッジを製作するための形を採得（印象採得）しました。それとともに、歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の形を

採得（印象採得）しました。

そして、同月二八日に、前回形を採得した欠損補綴物であるブリッジと歯冠修復物である硬質レジン前装冠（歯冠修復物）を装着しました。

二 歯周治療用装置の保険点数を算定するための要件について

1 診療報酬算定規則並びに「二五号通知」について

保険医療機関等が基金に対して請求できる診療報酬の額並びに診療報酬を算定するための要件については、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（点数表）」（平成六年三月一六日厚生省告示第五四号。以下「算定告示」という）が定めているところです。右算定告示は歯周治療用装置について保険点数を算定する要件について次のように定めています。

「I 018 歯周治療用装置

- 1 被覆冠（一歯につき） 五〇点
- 2 床義歯（一装置につき） 七五〇点

注1 治療計画書に基づく場合に算定する。

2 印象採得、保険医療材料等の費用を含むものとする」

また、右算定告示を適用する場合の解釈については、「新診療報酬点数表の制定（昭和三三年告示の全部改正）等に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成六年三月一六日保険発二五号。以下「二五号通知」という）が次のように定めています。

「歯周治療用装置

（1）歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠または床義歯をいう」

即ち、診療報酬算定規則並びに「二五号通知」によると、歯周治療用装置として保険点数が算定されるためには、・治療計画書に基づくこと、・最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間に行なわれること、即ち、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれるものでないこと、・残存歯の保護と咬合の回復のために行なわれること、の三要件を満たすことが必要とされていることとなります。

2 「歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」の解釈について

二五号通知が、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行なうまでの間」に行なわれた暫間被覆冠等についてのみ保険点数を認めたのは、最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行われた暫間被覆冠については歯冠修復及び欠損補綴の保険点数によって評価済であることから、これについては独立して保険点数を認めないこととし（尚、二五号通知は、「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為における暫間被覆冠、歯肉圧搾、歯肉整形、歯肉息肉除去、特定薬剤等の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」としているところです）、最終的な治療以外の（つまり最終的な治療以前の段階で装着された）暫間被覆冠に

ついでのみ保険点数を認めることとしたものです。

そして、医療保険規則の解釈上、上記の「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴のための印象採得実施時点まで」と考えるのが妥当であると思います。その理由は以下に述べるとおりです。

医療保険規則では、「欠損補綴」を行うに際して「補綴時診断料」が算定されることになっています（甲第一八号証）。そして、この補綴時診断料について、「二五号通知」は、「補綴時診断料は、患者の当該初診における受診期間を通じ、新たな欠損補綴及び床裏装を行う場合に、『着手時点において』一回限り算定できるものである。」と定めており（甲第一八号証）、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定する取り扱いとなっています。

そして、補綴物の印象採得が行なわれた場合の補綴時診断料の算定については「最初の（補綴物の）印象採得時に補綴時診断料を算定して差し支えない」とされています（甲第一九号証、日本歯科医師会雑誌「社会保険診療特集号」一九九三VOL. 46 NO. 1、一五九頁）。

このように、補綴時診断料は欠損補綴の着手時点において算定するものとされ、補綴物の印象採得が行なわれた場合の補綴時診断料の算定は最初の（補綴物の）印象採得時に算定することとされているのです。このことは、補綴物の印象採得が行なわれた場合、診療報酬算定規則の上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされていることを意味します。そうであるからこそ、「（補綴物の）印象採得の時点」で補綴時診断料の算定が認められているわけです。

以上述べましたように、補綴物の印象採得が行なわれた場合、診療報酬算定規則上では「（補綴物の）印象採得の時点」が「欠損補綴の着手時点」とされている以上、歯周治療用装置の算定要件とされている「欠損補綴を行うまでの間」（換言すると「欠損補綴に着手されるまでの間」）とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきです。したがって、「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」に装着された被覆冠は、「欠損補綴を行うまでの間」に装着された歯周治療用装置と認められるべきものです。

そして、「最終的な治療として欠損補綴を行なうまでの間」とは「補綴物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものと解される以上、「最終的な治療として歯冠修復を行うまでの間」とは、「最終的な治療としての歯冠修復物の印象採得に着手されるまでの間」を意味するものというべきです。

なお、メタルコアは歯冠修復物の土台となるものであり、歯冠修復物ではありません。また、保険点数も、歯冠修復物とは全く別個に算定されることになっています。したがって、メタルコアの印象採得をもって、「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできません。

3 ところで、私が、本件歯周治療用装置を装着した経緯並びにその後の治療の状況については、既に一項で述べた通りです。

すなわち、A子患者については、平成七年六月六日、根の治療を完成させた後、

メタルコアの印象採得を行い、歯周治療用装置（被覆冠）を装着しました。そして、同月一三日には、右歯周治療用装置を装着した前歯三本を含む四本の前歯に対して歯冠修復を施すための（即ち、歯冠修復物である）硬質レジン前装冠の形の採得（印象採得）を行い、同月二三日に前歯四本に対して歯冠修復物である硬質レジン前装冠を装着しました。したがって、私が、A子患者に対して、「最終治療としての歯冠修復」に着手したのは、歯冠修復物である硬質レジン前装冠の印象採得を行った平成七年六月一三日のことであり、本件歯周治療用装置（被覆冠）は平成七年六月六日に装着されているのですから、「最終的な治療として歯冠修復（及び欠損補綴）を行うまでの間」に本件歯周治療用装置の装着が行われていることは明らかです。

また、B子患者については、平成七年七月四日、右上のブリッジを除去し右上第一大臼歯に歯周治療用装置を装着しました。さらに、同月一二日には、第一小臼歯の土台（メタルコア）の印象採得を行ない、同時に、第一小臼歯に歯周治療用装置を装着し、前回装着した第一大臼歯の歯周治療用装置と連結し、ブリッジの歯周治療用装置を完成させました。そして、同月一九日には、第一小臼歯にメタルコアを装着し、欠損補綴物であるブリッジを製作するための印象採得を行なうとともに、歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の印象採得を行ない、同月二八日に、欠損補綴物であるブリッジと歯冠修復物である硬質レジン前装冠（歯冠修復物）の装着を行ないました。したがって、私が、B子患者に対して、「最終治療としての歯冠修復及び欠損補綴」に着手したのは、欠損補綴物であるブリッジを製作するための印象採得を行なうとともに歯冠修復物である右上第二大臼歯の部分被覆冠及び右上犬歯の硬質レジン前装冠の印象採得を行なった七月二八日のことであり、本件歯周治療用装置（被覆冠）は平成七年七月四日及び七月一二日に装着されているのですから、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に本件歯周治療用装置の装着が行われていることは明らかです。

三 本件被覆冠は、歯周治療用装置として保険点数が算定される要件を充足する

1 A子患者について

既に述べましたように、私は、A子患者について、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上、一時治療の中断がありました。歯周疾患並びに齲蝕の治療を行なってきました。

そして、平成七年六月六日、右上一、二番及び左上一番の歯牙について被覆冠（歯周治療用装置）を装着しました（これが、本件において私が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した被覆冠です）。

私が右被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものでした。

私は、この日、右三歯について根管充填の治療を行ない、メタルコア（支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合、所定の支台形態にするため金属鑄造体により補足整形を行ないます。この時の鑄造体をメタルコア（鑄造コア）と言います。要するに、崩壊が著しい歯に対して冠を被せるために、歯に装着する金属の土

台のことを言うわけです)の印象を採得しました。そのため、メタルコアを装着するまで間、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要があったことから、被覆冠(暫間被覆冠)を装着することにしたものです。また、被覆冠(暫間被覆冠)を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もありました。

その後、六月一三日に至って、右三歯及び五月二四日に歯周治療用装置としての被覆冠を装着していた左上二番の歯牙に対してメタルコアを装着するとともに、硬質レジン前装冠(唇面あるいは頬面に、硬質レジンを前装して、外観を審美的に装った鑄造冠のこと。外観にふれる側を合成樹脂で覆った鑄造冠で、外観上天然の歯と同様の色と形態をしています。主に前歯に装着されるものです。)の印象を採得しました。そして、右四歯について細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着しました。

そして、六月二三日に、右四歯について硬質レジン前装冠を装着しました。

以上述べたとおり、私は、平成五年一一日二〇日に治療計画書を作成の上、平成七年六月六日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着しました。そして、これらの被覆冠は、その後(六月二三日)に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれたものであるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものというべきであることについては、二項3で述べたとおりです。

なお、治療計画書に基づく治療においてのみ診療報酬が算定される医療行為には、「適応検査」「歯冠研磨」「歯科衛生士による実地指導」「精密検査」「歯周初期治療」「歯周疾患指導管理料(・)」「再評価検査」「再評価検査後の歯石除去」などがあります。私は、A子患者に対してこれらの医療行為を施し、これらに相当する診療報酬を請求しました(甲六号証)。これに対し、被告は、これらの医療行為に対する診療報酬の算定を認め、これらに相当する診療報酬を支払っています。このことは、被告自身が、A子患者に対する私の医療行為が治療計画書に基づくものであることを認めていることを示しています。

従って、平成七年六月六日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものです。

2 B子患者について

既に述べましたように、私は、B子患者について、平成六年一二月一九日に治療計画書を作成の上、歯周疾患並びに齲蝕の治療を行なってきました。

そして、平成七年七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着するとともに、平成七年七月一二日には右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着しました(これらが、本件において私が歯周治療用装置として診療報酬請求したにも拘らず、被告が減点査定した暫間被覆冠です)。

私が、七月四日に右上六番の歯牙について被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものでした。

私はこの日、右上六番の歯牙上の冠を切断除去し、同歯牙について齲蝕処置を行

ないました。そのため、象牙質が露出することによる歯牙の疼痛を防止するとともに感染を防止する必要がありました。また、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要もありました。これらの必要から、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしたのです。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もありました。

また、私が七月一二日に右上四番の歯牙及び五番の欠損部についてブリッジ形態の被覆冠を装着したのは、次の理由、目的によるものでした。

この日、私は、右上四番の歯牙についてメタルコアの印象を採得しました。そのため、メタルコアを装着するまで間、咬合の回復を図るとともに、歯根膜の廃用性萎縮を防ぎさらには残存歯を保護する必要があったことから、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにしたのです。また、被覆冠（暫間被覆冠）を装着することにより、歯ブラシ効果並びにマッサージ効果を高めるという目的もありました。

その後、七月一九日に至って、右上四番の歯牙についてメタルコアを装着するとともに、右上四番乃至六番の歯牙についてブリッジ（歯牙欠損部の補綴法の一つで、一歯または数歯の欠如に対して、残存歯の歯冠及び歯根に支台装置を施し欠如部には欠如歯に近い人工歯を作り、これと支台装置とを連結して、その形態、機能、外観を回復するもの。要するに、欠損部の両隣の歯に冠を被せることによって支えられる義歯のことをいいます）の印象を採得しました。そして、右三歯について歯の疼痛や細菌感染を防ぎ、咬合及び歯列の変化を防ぐため被覆冠を新たに作成し装着しました。

そして、七月二八日、右三歯についてブリッジを装着しました。

以上述べたとおり、私は平成六年一二月一九に治療計画書を作成の上、平成七年七月四日及び七月一二日に残存歯の保護と咬合の回復等を目的として被覆冠を装着しました。そして、これらの被覆冠は、その後（七月一九日）に装着した被覆冠が最終的な治療としての歯冠修復及び欠損補綴の一環として行なわれたものであるのに対し、最終的な治療の一環としてではなくそれ以前の段階において行なわれたものというべきであることについては、二項3で述べたとおりです。

なお、A子患者について述べたのと同様、私はB子患者に対しても「適応検査」「歯冠研磨」「歯科衛生士による実地指導」「精密検査」「歯周初期治療」「歯周疾患指導管理料（・）」「再評価検査」「再評価検査後の歯石除去」など治療計画書に基づく治療においてのみ診療報酬が算定される医療行為を施し、これらに相当する診療報酬を請求していません（甲六乃至七号証）。そして、被告は、これらの医療行為に対する診療報酬の算定を認め、これらに相当する診療報酬を支払っているのです。したがって、B子患者についても、これらの医療行為が治療計画書に基づくものであることを被告自身が認めていることは明らかです。

従って、平成七年七月四日及び一二日に装着された本件被覆冠は、二五号通知による「歯周治療用装置」の要件を全て満たすものです。

第四 被告の主張に対する若干の反論

ここで、被告の主張に対して、若干の反論を行なっておきたいと思います。

一 歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着されなければならないとの主張について

1 被告は、「歯周治療において、歯周治療の効果を高めるために・・・残存歯の保護と咬合の回復のために行なう歯周治療用装置は大きな意義をもっている」とし、「従って治療計画書に基づいて歯周治療をする場合、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階において作製装着する必要がある」と主張しています。また、被告は、「算定告示及び保険発二五号通知も『・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている』」とも主張しています。そして、私の被覆冠の装着が歯周治療の早期の段階において行なわれていないとして、右被覆冠が歯周治療用装置には当たらないとする根拠の一つにしています。

2 しかし、「歯周治療において歯周治療用装置が大きな意義をもっている」としても、そのことから、何故「従って歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で作製装着する必要がある」ことになるのでしょうか。

歯周治療用装置は、残存歯を保護し咬合の回復をはかる目的で必要に応じて装着されるものであって、歯周治療の早期の段階でのみ装着されるものではありません。

被告は、自らの主張を裏付ける資料として乙第一八号証や同第一九号証を提出しておりますが、これらは、被告の主張とは逆に、歯周治療用装置は初診の段階から最終治療の段階に至るまで装着することができる（必要がある）としており、歯周治療の早期の段階でのみ装着すべきものとはしていません。

3 また、算定告示及び保険発第二五号通知は「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行なう被覆冠又は床義歯をいう」と述べて「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に装着されたものについて保険点数を認めており、被告が主張するように「歯周治療の早期の段階で」装着された場合のみ保険点数を算定できるとはしていません。被告の「算定告示及び保険発二五号通知も『・・・歯周治療の早期の段階で・・・被覆冠又は床義歯を装着した場合にその点数を算定できるとしている』」との主張は、明らかに事実と反しています。

さらに、現在歯周治療用装置に関する算定告示は変更されており、歯周治療用装置について保険点数が認められるのは、歯周外科手術を行った場合に限られることになりました。つまり、歯周治療の早期の段階で歯周治療用装置を装着しても保険点数は算定されず、歯周外科手術の段階で装着された場合にのみ保険点数が認められることとされているのです。これは、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」として歯周治療用装置を装着する時期を広く認めていた取扱いを大幅に制限し、歯周外科手術の段階に限ることにしたものです。そしてこのことは、歯科治療上、歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階でのみ装着されるもので

はなく、歯周外科手術の段階でも装着されるものであることを示すとともに、「歯周治療用装置は歯周治療の早期の段階で装着することは医学常識である」との被告の主張が根拠のない主張であることをも示しています。

二 「暫間被覆冠の費用はメタルコアの所定点数に含まれる」との主張について

1 被告は「メタルコアを製作するための印象採得などの費用は、メタルコア製作のための一連の診療行為であると解されるから、当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」と主張しています。

しかし、「メタルコアを製作するための印象採得などの費用がメタルコア製作のための一連の診療行為である」ということから、何故「当然、暫間被覆冠の費用もメタルコアの所定点数に含まれる」ということになるのでしょうか。

2 そもそも、メタルコアとは、支台にする歯牙の歯冠部の実質欠損が大きい場合に、所定の支台形態にするために補足形成をする金属鑄造体のことをいいます。これに対し、暫間被覆冠や歯周治療用装置とは、残存歯の保護や咬合の回復あるいは食片圧入の防止や細菌感染の防止などの目的で歯牙に装着される合成樹脂製の被覆冠のことを意味します。したがって、メタルコアと暫間被覆冠ないし歯周治療用装置とは、その材料や形態を異にしているだけでなく、装着する目的も内容も全く異にしています。従って、暫間被覆冠や歯周治療用装置の装着はメタルコア製作のための一連の診療行為とは全く別の診療行為であることは明らかです。

3 また、診療報酬の算定も両者は全く別のものとして取り扱われています。

さらに、算定告示は、「メタルコア（注）窩洞形成・印象採得・装着等の費用を含むものとする」と規定しています。これはメタルコアの費用としては、メタルコアの装着並びにメタルコア装着のための窩洞形成及び印象採得の費用のみが含まれることを意味するものです。

従って、歯周治療用装置や暫間被覆冠の費用等が、メタルコアの費用に含まれないことは算定告示上からも明らかであると言わなければなりません。

そうである以上、暫間被覆冠や歯周治療用装置の費用がメタルコアの所定点数に含まれるものでないことは、あまりに明らかであるというべきです。

三 「本件被覆冠（歯周治療用装置）は治療計画書に基づくものとは言えない」との主張について

この点については、「第五」において述べることにします。

第五 治療計画書について

被告は、本件治療計画書には歯周治療用装置の記載がないとして、本件歯周治療用装置は治療計画書に基づくものとは言えないと主張しています。しかし、以下に述べますように、私は、治療計画書を作成しておりますし、この治療計画書に基づいてその後の治療を行ない歯周治療用装置を装着しているのであり、被告の主張には理由がありません。

一 本件治療計画書の記載内容について

1 A子患者について

(1) A子患者の治療計画書(甲第六号証)には、右上一、二番及び左上一番の歯に対する治療計画の内容として、「除石」(「除石(スケーリング)」とは、歯面に付着している歯垢や歯石等の沈着物を除去することを言います)と「RCT」(「RCT」とは、歯の根管の治療を意味します)が記載されています。治療計画書に記載されている事項はこの二項目ですが、「除石」及び「RCT」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものです。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りです。

歯周組織検査→ハブラシ指導→歯垢や歯石等の除去→歯面の研磨→歯周組織検査→メンテナンス

また、「RCT」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りです。

古い冠の除去→歯冠部ならびに根管内の感染歯質の削除→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→根尖周囲組織の消炎処置→根管内の消毒→根管内の人工材料による充填封鎖→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの印象採得・咬合採得→暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着→メタルコアの試適・調整・合着→最終的冠の支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的冠の試適・調整・合着→最終的冠のメンテナンス

なお、「除石」と「RCT」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることとなります。

(2) 本件においては、「除石」、「RCT」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解しうるものです。したがって、暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着についても治療計画書上当然予定されているものと認められるべきであり、本件暫間被覆冠(歯周治療用装置)の装着は治療計画書に基づくものと言うことができます。

なお、実際に行なわれている治療計画書の記載としては、「除石」及び「RCT」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であるため、「除石」、「RCT」といった簡潔な記載が行われています。また、保険点数の算定においても「除石」、「RCT」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりです。

2 B子患者について

(1) B子患者の治療計画書(甲第七号証)には、右上四番と右上六番の歯及び右上五番欠損部の歯に対する治療計画の内容として、「除石」と「ブリッジの装着」とが記載されています。B子患者の治療計画書に記載されている事項はこの二項目ですが、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画の記載は、これらに伴って行われることが当然に予定されている具体的処置をも含むものとして理解されるべきものです。

「除石」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその

手順は、A子患者について述べたのと同様です。

また、「ブリッジの装着」に伴って行われることが当然に予定されている具体的処置の内容とその手順は、次の通りです。

古いブリッジの除去→支台歯の感染歯質の削除→感染歯質を削除して形成される実質欠損部歯面の消毒→実質欠損部分の人工材料による補填→暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着→最終的ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得→暫間被覆冠の装着→最終的ブリッジの試適・調整・合着→最終的ブリッジのメンテナンス

なお、「除石」と「ブリッジの装着」の処置は並行しあるいは交錯しながら進められることとなります。また、本件においては、右上四番の歯は、古いブリッジを除去した際に根管内の感染が明らかになったことから、根管治療を行っています。

（2）本件においては、「除石」、「ブリッジの装着」という治療計画書の記載から前記各具体的処置が行われることは当然に理解できるものです。したがって、暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着についても治療計画書上当然予定されているものと認められるべきであり、本件暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着は治療計画書に基づくものと言えます。

なお、治療計画書の記載としては、「除石」や「ブリッジの装着」に伴う具体的な処置内容をそれぞれの歯について全て記載することは困難であることから、「除石」や「ブリッジの装着」という簡潔な記載が行われています。また、保険点数の算定においても「除石」、「ブリッジの装着」というような簡潔な記載で足りるものとして運用されていることについては後に述べるとおりです。

二 治療計画書の記載内容並びに様式について

1 治療計画書の記載内容について

治療計画書とは、「臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療法上の指導計画等が記載されているものをいう」（昭和六〇年二月一八日保険発第一一号）とされています。

しかし、その記載については、「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとらわれることなく、カルテのなかでも、別紙にでも、大掴みに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めれば良いわけで、形式にとらわれることなく、実用的なメモ書きでよいことになった。」（甲第一一号証 デンタルダイヤモンド増刊号 VOL.15 NO.9 P17）とされています。

したがって、治療計画書に個々の具体的な処置内容を詳細に記載する必要はないこととなります。

また、実際に用いられている治療計画書の様式もそのほとんどが、次に述べるように、簡潔な記載を行う様式が採用されており、具体的な処置内容を詳細に記載する様式とはなっておりません。

2 岩手県歯科医師会による治療計画書

岩手県歯科医師会が作成しその使用を推奨している治療計画書（甲第一二号証）は、全顎を六分割した欄に番号（・P—除石、・歯周ポケット搔爬、・早期歯周外

科手術、・F o p、・G—E c t、・補綴処置）を記載するという極めて簡潔な様式です。

従って、岩手県歯科医師会の右治療計画書を使用している歯科医師は、治療計画書には右・乃至・の番号を記載するのみで、それ以外の具体的処置を記載することはありません（甲第一三号証）。従ってまた、歯周治療用装置に関する事項を記載することはありません。そして、歯周治療用装置を装着した場合には、この様式の治療計画書に基づいて歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまでその請求は認められてきているのです。このことは、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものです。

3 本件治療計画書の様式（歯周治療用カルテ）について

私の治療計画書の記載様式は、昭和六一年に岩手県保険医協会が作成したものです。この様式は、保険医協会会員がP（・）型の歯周治療をできるだけ容易に取り入れることができるように作成されたものです。そして、岩手県保険医協会がこの様式を採用するにあたっては、昭和六一年三月に、当時の指導医療官であった菊地万之助医師に校正して頂くとともにその了承を受けて作成し採用したものです。なお、このカルテ様式は、昭和六一年六月二八日に開催された岩手県保険医協会歯科部会主催の「よくわかる歯周治療研究会」において出席者に紹介・配布され、全会員に対しては郵送にて紹介・配布されています。

したがって、私の治療計画書の様式は、私が独自に使用しているものではなく、指導医療官の了承のもとに岩手県保険医協会が作成したものです。また、この様式の治療計画書に基づいて、歯周治療用装置に関する診療報酬の請求が行われ、これまで、その請求は認められてきていたものです。この事実は、保険点数の算定上、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されているものと理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、治療計画書に基づくものとして保険点数を算定していることを示すものです。

4 治療計画書の具体的な記載例について

甲第一四号証は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 11 NO. 14 P204～212）に紹介されている治療計画書の記載例です。また、甲第一一四号証の三〇三頁以下は、デンタルダイヤモンド増刊号（VOL. 15 NO. 9）に紹介されている治療計画書の記載例です。いずれの場合も、これらの治療計画書に基づいて歯周治療用装置の診療報酬請求が行われています。しかし、これらの治療計画書には、いずれも歯周治療用装置の記載は存在していません。

甲第一四号証の症例は左下第一小臼歯及び第二小臼歯に対して「C r」（鑄造冠）と記載されており、鑄造冠の装着が予定されている以上、当然に暫間被覆冠（歯周治療用装置）の装着も予定されている症例です。それにもかかわらず、この治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が行われていないのは、「C r」という治療計画書の記載から、この処置に伴って歯周治療用装置の装着が行われることが当然に

理解できるからです。なお、この症例では、治療計画書に歯周治療用装置の装着の記載が存在していないにもかかわらず、診療報酬の請求が行われています(二一三頁)。これは、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解されるものについては、治療計画書に歯周治療用装置の記載がない場合でも、「治療計画書に基づく」ものとして保険点数が算定されていることを示すものです。

また、甲第一一〇三頁以下の症例は、右下五番乃至七番の暫間被覆冠(歯周治療用装置)を治療計画書の作成以前に装着した症例であり、この場合についても診療報酬の請求が行われています(三一三頁)。この場合の診療報酬の算定は、算定告示(乙第九号証)の歯科診療報酬点数表の「第二章特掲診療料」「第八部処置」「第一節処置料」(その他の処置)の「I 018 歯周治療用装置」の項の(4)において認められています。このように算定告示が、治療計画書を作成する以前の段階で装着した歯周治療用装置の診療報酬請求を認めているのは、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくとも、カルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性を理解することができるからにほかなりません。このように、算定告示が、治療計画書に歯周治療用装置の記載がなくともカルテ等の記載から歯周治療用装置の装着の必要性が理解される場合については診療報酬請求を認めている以上、治療計画書の記載それ自体から歯周治療用装置の必要性が理解される場合について診療報酬が認められるべきことは当然のことです。右算定告示の定めはこの趣旨をも示すものというべきです。

三 以上述べましたように、治療計画書は簡潔な記載を行うことで足りるとされています。そして、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができる場合には、歯周治療用装置装着の処置は治療計画書に基づくものとして、診療報酬請求(保険点数の算定)が認められるべきであり、また実際にも認められてきたものです。

本件においては既に述べましたように、治療計画書の記載から歯周治療用装置の装着が当然に予定されていると理解することができるのですから、本件歯周治療用装置の装着は「治療計画書に基づく」ものというべきです。

第六 鴨井証言について

一 鴨井証人の証言能力について

鴨井証人は、「算定告示・通知の制定にかかわったことはない。」(同人の証人調書三七丁表)、「算定告示とかそういうものは、私は、はっきり言って知りません。」(同三八丁裏)「私、保険のルールはよく分かりません。」(同七三丁裏)と証言しています。本件は、保険点数の算定が争点とされている事件です。それなのに、保険点数やその算定のルールについて全く知識がないというのでは、鴨井証人は本件の証人としてはほとんど意味がないと言うほかありません。

二 鴨井証言の初歩的な誤りについて

鴨井証人は、歯科医学的にみて極めて初歩的な誤った証言を行なっています。

1 「プラーク」についての証言について

鴨井証人は、「プラークコントロールは簡単にいうとどういうことでしょうか」との質問に対して、「プラークというのは、歯垢とも日本語で言われてますけども、要するに歯についた食べかすですね。」（同人の証人調書四丁表）と証言しています。

しかし、プラークが、「食べかす」ではなく「細菌のかたまり」であることは、歯科医学的な常識に属します。このことを歯周病の患者に認識していただくことは、歯周病の患者に対して、歯科医師が歯周治療の最初に行なうべき最も基本的かつ重要なプロセスとされているのです。

平成一二年二月二日（水曜日）午後八時にNHKで放送された「ためしてガッテン」という番組で「歯周病」が取り上げられましたが（鶴見大学歯学部の新井高教授が出演しておりました）、この番組でも、プラークが、「食べかす」ではなく「細菌のかたまり」であることが強調されていました。

2 暫間被覆冠及び歯周治療用装置に関する証言について

鴨井証人は、暫間被覆冠について、「暫間被覆冠というのは、保険用語と言うんでしょうか、テックというような言葉で呼んでおりますけど、歯周病とは、私は余り関係ないと思うんですね。□□□歯周病治療用の装置とは違うというふうに考えております」（同人の証人調書一九丁裏、二〇丁表）と証言しています。

しかし、暫間被覆冠は、英語で「temporary crown」と称し、保険用語（診療報酬算定規則上の用語）ではなく国際的に通用する歯科の学術用語であり、また国際的に著名な歯周病学の教科書であるシュルーガーの最新歯周治療学六〇三頁（甲第一七号証）において、「テンポラリークラウン（暫間被覆冠）を使用する目的は、形成を終わった歯の保護と歯肉の治療を促進することにある」と記載されているように、暫間被覆冠は、歯周病の治療と重要な関連性を有しています。従って、証人の証言は、歯科医学的に誤っているというほかありません。

また、鴨井証人は、歯周治療用装置という用語は歯科医学辞典にも載っている学術用語である（同人の証人調書四六丁表、七三丁裏）旨の証言を行なっています。

しかし、現在市販されている歯科関係の用語集・辞典類には「学術用語集歯学編」文部省と日本歯科医学会発行、「歯周病学事典」クインテッセンス出版、「新歯学大事典」永末書店、「歯科医学大事典」医歯薬出版、「臨床歯科用語集」金原出版、「新常用歯科辞典」医歯薬出版などがありますが、これらの用語集や辞典類には「歯周治療用装置」という用語は掲載されておりませんし、もちろんその歯科医学的解説も存在しておりません。このことは、「歯周治療用装置」という用語が、歯科医学における学術用語ではなく、単なる保険用語（診療報酬算定規則上の用語）であることを示すものです。

そもそも、歯周治療用装置と暫間被覆冠とは構造的には同じものです。新常用歯科辞典によると、「暫間被覆冠」は、「各種の歯冠補綴物を施すとき、支台形成の途中または支台形成後補綴物を装着するまでの間、有髄歯における歯髄の保護、支台歯の歯質の保護、咬合および歯列の変化を防ぐために、支台歯に暫間的に装着さ

れる冠をいう。」とされており、「歯周治療用装置」もこの「暫間被覆冠」に含まれるものです。つまり、暫間被覆冠のうち、P・型歯周治療に際して装着され診療報酬算定規則上保険点数が算定されるものを「歯周治療用装置」と呼んでいるのです。

以上述べたように、鴨井証人の証言は、明らかに誤っています。そして、このような極めて基本的な事柄についてさえも、間違った知識しかお持ちでないことに驚きを禁じ得ません。

三 歯肉炎改善期間について

1 鴨井証人は、私が被覆冠を装着後硬質レジン前装冠の装着まで一週間程度の期間しか存在しておらず、かかる短期間の被覆冠の装着では歯肉の改善が図られるはずはなく、したがって右被覆冠は歯周治療を目的とした歯周治療用装置ではあり得ないかのごとき証言を行なっています（同人の証人調書二五丁表、裏、三四丁裏）。さらに、鴨井証人は、「歯周治療用装置の要件として、一カ月から数ヶ月にわたって装着する必要がある」とし、歯周組織の改善に一ヶ月から数ヶ月を要するとする根拠として、「エキスペリメンタル・ジンジバイテス・インマン」（「Experimental Gingivitis in Man」）と題する論文を紹介し、「実験的な歯肉炎というのがデンマークの王立歯科大学でやった例があり」、その実験では「歯肉炎を直すのに二週間から三週間で要している」のであるから「歯肉炎を直すための目安として一カ月は必要であると考えている」旨証言しています（同人の証人調書五二丁表乃至五四丁表）と証言しています。

2 鴨井証人が引用した研究論文は、一九六五年に、Harald L啼が「Journal of Periodontology」という雑誌に発表した「Experimental Gingivitis in Man」と題する論文です（L啼 H, Theilade E and Jensen B: Experimental gingivitis in man. Journal of Periodontology 1965; 36: 177-187.）（甲第一五号証、同一六号証）。その論文の要旨は次の通りです。

「目的：この研究の目的は、口腔内を清潔にするための積極的な努力をすべて停止することにより、健康な歯肉の患者に歯肉炎の発症を試みることであり、その結果として細菌叢や歯肉の中で生じる変化の経過を検討することである。

方法：被験者は、一二名である。被験者に口腔衛生を停止させて、歯肉の状態を経時的に観察し、同時に歯肉辺縁部付近に付着した歯垢を細菌学的に観察した。その後、口腔衛生を再開し、さらに歯肉と歯垢を同様に観察した。

結果：口腔衛生を停止して一〇日～二日間経過した後、全員に歯肉炎が生じた。口腔衛生を再開して二～三日後に、すべての被験者は健康な歯肉を取り戻した。細菌学的実験は、歯肉辺縁部付近の細菌数増加と細菌叢の構成変化を明らかにした。

結論：口腔衛生の停止は、歯垢の蓄積と歯肉炎の発症を引き起こす。歯肉炎は、口腔衛生を停止して一〇～二日で発症する。

歯垢が成熟する過程の中で細菌叢が継続的に変化する。細菌歯垢の除去は歯肉炎を解消させる。」

そして、この論文の DISCUSSION において、著者は以下の見解を示しています。

「結局、この実験は細菌歯垢の除去が 歯肉炎を解消させるという臨床的経験を 認証した。口腔衛生を再開した後二～三日の内に、すべての被験者は実験を開始前 よりさらに健康的な歯肉を持つに至った。」

従って、この論文は、鴨井証人の見解（歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる）の根拠とはなり得るものではありません。そればかりか、鴨井証言とは逆に「歯肉の炎症は、口腔衛生を再開することにより、二～三日間で改善した」という事実について言及しているのですから、「歯肉の炎症が収まるのは一ヶ月以上かかる」という鴨井証言は、この実験結果から見てもの誤りであるということになります。